

令和5年度 事業計画

防衛力の強化や少子化対策などを盛り込んだ令和5年度国家予算は、令和5年3月28日、与党などの賛成多数で可決・成立しました。一般会計の歳出総額は114兆3812億円で、11年連続で過去最大を更新しています。この財源を賄うために新たに発行する国債は35兆円を超えていて、財源の3割以上を国債に頼る厳しい財政状況が続いています。

物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策に期待するところであります。

所有者不明土地問題を解決するため、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月に成立・公布され令和5年4月以降、段階的に施行されます。所有者不明土地問題とは、所有者が死亡してもその相続登記がされないこと等を原因として、登記簿を見ても所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が増加し、民間の土地取引や公共事業を妨げたり、近隣に悪影響を及ぼしたりする問題をいい、幅広い国民に大きな影響を及ぼすものであるため引き続き研修会等を通じて周知に努めます。

全宅連においては、「ハトサポBB」・「ハトサポサイン」がリリースされ、本会においても多くの会員に利用されております。政府のデジタル化施策に対応し更なる「ハトサポ」の利用促進・「宅地建物取引士WEB法定講習システム」の整備などに全宅連と連携協力の元取り組んでまいります。

また、宅地建物取引士模擬試験の実施や、賃貸不動産経営管理士5問免除講習の運営、不動産キャリアパーソン資格取得支援等、会員及び従業者の各種資格取得支援を行い、集合研修・WEB研修を効果的に活用し、宅建業法並びに関連法令や実務に関する研修会を引き続き実施してまいります。

会員交流に関しましても、ブロック活動を支援し、会員間の連絡・交流を進め、さらなる組織強化を目指し、会員増強施策を実施いたします。入会案内ホームページの充実や開業支援セミナー等、さまざまな入会促進施策を検討実施し、新規開業希望者の支援も行います。

会員皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総務委員会

総務委員会は、会員の福利厚生事業の推進と協会の事業活動やハトマークのPR活動などを柱とし以下の事業を行う。

1. 定時総会の運営
2. 国・県・全宅連等関係機関よりの通知・通達・指導事項等の迅速・正確な伝達
 - (1) 広報誌「宅建しが」の発行
 - (2) 協会ホームページの更新
3. 会員名簿の作成及び配付
4. 会員への福利厚生事業の推進
宅地建物取引士賠償責任補償制度申込事務取扱
5. 協会の目的・事業等の対外的広報活動の推進
 - (1) テレビCMによるハトマークのPR
 - (2) 滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載による周知
6. 青少年育成関連事業の実施
小学生絵画コンクールの開催
7. 女性会員及び女性従業者の交流促進事業の実施
 - (1) 女性代表者・女性従業者研修会及び交流会の開催
 - (2) 女性開業者・従業者及び後継者の増加促進のための意見交換会の開催
8. その他
他の委員会に属さない事項

財務委員会

1. 公益法人会計基準に適合した事業別内訳表・総括表を含んだ予算書・決算書の作成
2. 公益目的事業比率の安定維持を図るべく、予算執行状況の月次管理の徹底
3. 常時ペイオフを念頭に安全かつ効率の良い資金運用
4. 公益法人定期提出書類の提出及び指摘事項等への対応

法務指導委員会

法務指導委員会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、一般消費者の信頼に応えるため以下の事業を行う。

1. 保証協会滋賀本部との不動産無料相談所の共同運営
 - (1) 相談員の資質向上及び専門知識の習得を図るための研修会の開催
 - (2) 無料相談会の開催
 - (3) 解決困難な相談事案についての迅速な苦情解決業務委員会への付託と連携
2. 会員間取引に係る紛争への適正な助言と早期解決の実践
3. (公社)近畿地区不動産公正取引協議会事業への協力
 - (1) 官民合同不動産広告実態調査の実施
 - (2) 不当広告等の防止のための啓発
4. 滋賀県不動産取引業協議会（滋賀県不動産無料相談所）への参画
5. 暴力団等の排除活動の推進

- (1) (公財) 滋賀県暴力団追放推進センター及び関連団体主催事業への参加
- (2) 滋賀県宅地建物取引業暴力団等排除対策協議会の運営
- 6. 「安全・安心なまちづくりの防犯協力に関する協定」の推進
 - (1) 「子ども 110 番の店」活動の推進
 - (2) 防犯キャンペーンの実施
- 7. 規制薬物等販売防止に係る滋賀県警察との連携

組 織 委 員 会

組織委員会は、更なる組織の拡充と会員相互の交流促進のため以下の事業を行う。

- 1. 行政との連携による迅速且つ的確な免許要件（事務所）調査の実施
- 2. 適格要件審査に重点をおいた入会審査の実施
- 3. 入会促進事業の実施
 - (1) 開業支援セミナーの開催
 - (2) 入会促進にかかる対外的な広報活動
- 4. 会員交流事業の実施
新年賀詞交歓会の開催
- 5. ブロック事業の管理
 - (1) ブロック懇談会
 - (2) ブロック役員会
 - (3) 会員交流会
 - (4) 行政懇談会

教 育 研 修 委 員 会

教育研修委員会は、会員及び従業者の資質と知識の向上を図り、一般消費者や非会員にも各種研修会を公開し公益性を高めることを目的として以下の事業に取り組む。

- 1. 定期研修会の実施
 - (1) 一般研修会
 - ① 宅地建物取引業法第 6 4 条の 6 に基づき、滋賀県内の宅地建物取引業に従事する者等の宅地建物取引業に関する知識及び能力向上を図る研修会の実施
 - ② 一般消費者の宅地建物取引に関する知識を深めるとともに、宅建協会の事業内容及びハトマークの周知を図る
 - (2) 新規開業者研修会
 - (3) 特別研修会
 - (4) 不動産関連講座
- 2. 宅地建物取引士資格試験の実施
- 3. 宅地建物取引士証交付法定講習の実施
- 4. 人権啓発の推進
 - (1) 行政・他団体の人権啓発に関する各種事業への参加・協力
 - (2) 人権啓発研修の実施
 - (3) 差別事件発生時の対応
- 5. 全宅連・全宅保証等関連団体主催の研修・資格制度の周知・受講促進及び申込事務取扱

業務対策委員会

業務対策委員会は、宅地建物取引業の健全な発達と会員の業務拡大並びに業務支援のため以下の事業を行う。

1. 公需関連事業
公共事業用地等媒介業務の推進並びに公的機関に対する要望活動等
 - ①国土交通省近畿地方整備局の県内事業所への訪問活動
 - ②「公共事業の施行に伴う代替地の情報提供及び媒介に関する協定」を締結している市町・国道事務所近畿地方整備局との連携・協力
 - ③县市町保有地にかかる媒介・売払いの支援
2. 賃貸不動産の流通・管理に関する事業
 - (1) 安心賃貸・賃貸管理
 - ①賃貸不動産管理業務に関する研修会の実施
 - ②賃貸不動産管理業務に関する法令遵守についての啓発
 - ③「滋賀あんしん賃貸支援事業実施協定」の協力事業者の拡大の推進
 - (2) 災害時協定
「災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定」に伴う協力事業者の拡大の推進
 - (3) ストーカー・DV被害者等への住宅情報提供協定
「ストーカー・DV被害者等の避難場所に関する協定」に伴う滋賀県警察より避難場所情報提供の依頼に対する協力
3. 行政に対する要望活動の取りまとめ
ブロック長より行政懇談会開催届・報告書を受理し、各ブロックから上がる行政に対する要望活動の取りまとめ
4. その他の事業
 - (1) 流通市場の拡大推進に関する事業
 - ①全宅連安心R住宅事業に係る登録受付業務
 - ②既存住宅流通活性化等に関する講習会の実施
 - ③空き家対策事業に関する滋賀県・滋賀県内各市町との連携・協力
 - (2) 会員支援事業
 - ①全宅住宅ローン及びろうきんローン（提携ローン）の会員への周知
 - ②（一財）ハトマーク支援機構提携サービス等、業務支援に関する最新情報の会員への周知

流通対策委員会

流通対策委員会は、一般消費者の信頼を築き、宅地建物の円滑な流通に資するために以下の業務を行う。

1. 流通システム研修事業
 - (1) （公社）近畿圏不動産流通機構との連携・協力
 - ①（公社）近畿圏不動産流通機構規程及びレイインズ情報取り扱いガイドラインの遵守に関する会員への啓発
 - ②（公社）近畿圏不動産流通機構規程違反者に対する聴聞会の開催・指導
 - (2) 流通システムの利用促進
 - ①会員向けシステム研修会の開催

- ②システム情報の会員への周知
- (3) 不動産フェアの開催
- 2. 空き家相談員制度の整備
 - (1) 空き家相談員研修会の開催
 - (2) 空き家相談員の登録及び支援

次 世 代 委 員 会

次世代委員会は、青年部会員の交流と親睦を図り、資質の向上を目指し、次の事業を通して社会に貢献する。

- 1. 社会貢献活動
 - (1) 滋賀県宅建協会会長杯チャリティゴルフ大会
 - (2) 事業毎に、チャリティ募金を実施
- 2. 青年部会の活動支援
 - (1) 宅地建物取引士・模擬試験の実施
 - (2) 交流会
 - (3) 県外研修
 - (4) 他団体等、青年部会との交流
 - (5) 広報・連絡調整ツールの活用

入 会 促 進 特 別 委 員 会

入会促進特別委員会は、新規免許業者等の入会を促進させ、組織の維持・拡大を図るために必要な諸施策について研究し、提言するための事業を行う。

滋 賀 県 宅 建 会 館 建 設 特 別 委 員 会

滋賀県宅建会館建設特別委員会は、新会館用地の取得、新会館建設の規模や設備、既存会館の利活用や処分について検討を行う。